

診療・検査医療機関による健康観察等支援事業協力金交付要綱

制 定 3 福保感防第 2480 号
令和 3 年 12 月 20 日

(目的)

第 1 条 診療・検査医療機関やかかりつけ医等の地域の医療機関（以下「協力医療機関」という。）が都内に居住する新型コロナウイルス感染症の陽性者のうち自宅での療養が必要と判断された者等（以下「自宅療養者等」という。）への健康観察を実施した場合に協力を支払うことで、自宅療養者等に速やかに健康観察を実施することを目的とする。

(対象事業)

第 2 条 本要綱で規定する協力金の交付対象事業は、「診療・検査医療機関による健康観察等支援事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）で規定する事業とする。

(実施主体)

第 3 条 実施要綱で定める事業の実施主体は東京都（以下「都」という。）とする。ただし、都は、協力金に係る事務の一部について、当該事務等を適切に行える法人等に委託することができる。

(健康観察の対象者)

第 4 条 本要綱に定める協力金の交付対象となる健康観察等の提供を受ける自宅療養者は、福祉保健局健康危機管理担当局長が別に定める基準に基づき判断された者とする。

(交付対象医療機関)

第 5 条 本要綱に定める協力金の交付を受ける協力医療機関は、実施要綱第 4 条の要件を全て満たす医療機関とする。

(交付要件)

第 6 条 本要綱に定める協力金の交付要件は、実施要綱第 5 条の要件を満たす場合とする。

(協力金の算定方法等)

第 7 条 協力金の算定方法及び交付額は、福祉保健局健康危機管理担当局長が予算の範囲内で別に定める。

(交付対象期間)

第 8 条 協力金の交付対象期間は、都が別に定める日から、令和 4 年 3 月 31 日までとする。なお、令和 4 年 4 月 1 日以降の取扱いについては、都が事業を継続する場合は、これにあわせて交付対象期間を延長するものとする。

(その他)

第 9 条 その他協力金交付に関し必要な事項は、福祉保健局健康危機管理担当局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 12 月 20 日から施行する。